

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成 2 3 年度第 2 回高松市自転車等駐車対策協議会
開催日時	平成 2 3 年 9 月 2 8 日（水）13 時 30 分～15 時 10 分
開催場所	高松市役所 1 1 3 会議室
審議事項	1 自転車駐車の現況と課題について 2 駐車対策の基本方針について 3 新・高松市自転車等駐車対策総合計画の策定内容について
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	公開のため特記なし
出席委員 1 0 人 (うち代理者 3 人)	伊藤会長，岡田委員，古山委員，井上委員，森澤委員，中村委員，寺川（代：山本）委員，天野（代：井口）委員，生田委員，尼子（代：佐治）委員
傍 聴 者	0 人 （定員 2 人）
担当課および 連絡先	まちなか再生課 0 8 7 - 8 3 9 - 2 4 4 5

審議経過および審議結果

【審議内容】

議題 1 自転車駐車の現況と課題について

委 員 : G 街区のオープンに伴い、680 台の地下駐輪場が整備されるが、国道 11 号の放置自転車対策はどうするのか。

事務局 : 国道 11 号の中央通り～フェリー通りの間を新たに放置自転車禁止区域に指定したいと考えている。

委 員 : 地下駐輪場は高齢者等にとって不便であるため、できれば 1 階部分に駐輪場を設けて頂きたい。また地下駐輪場は、瓦町などで整備されているが、その利用効率はどうなっているか。

事務局 : 1 階部分は店舗として利用されるため、駐輪場は地下に設けることとなるが、エレベーターを設置するなどバリアフリー対策も行っている。また、市管理の地下駐輪場は、瓦町駅、高松駅の 2 箇所ある

が、高松駅は利用が多い日は満車状態である。一方、瓦町駅地下駐輪場については、低い利用率となっている。しかし、周辺に無料の駐輪場があり、有料ということに抵抗がある可能性もある。

議題2 駐車対策の基本方針について

〔策定ポイント1（附置義務条例の改正）〕

委員：集合住宅とはアパートやマンションのことか。

事務局：そのとおりである。集合住宅での附置義務基準を考えていきたい。

委員：新設施設が対象となるのか。

事務局：既存施設に附置義務を課すことは難しいため、新設・増築に適用する予定である。

会長：特に意見もないため、本案に賛成ということで、引き続き検討をお願いしたい。

〔策定ポイント2（市街地中心部の放置自転車対策と商店街の自転車との共存）〕

委員：モラル欠如の取り締まり、規制強化についてどのレベルまで考えられているか。整理・移送活動等の規制強化と考えるのか、道路交通法での検挙までを考えているのか。

事務局：道路交通法までは考えていないが、何らかの対策ができるのであればお知恵を拝借したい。

委員：商店街は車道扱いではあるが、自転車は駐車禁止の対象でないため、取り締まりはできない。その他、通行の障害となることでの取り締まりも考えられるが、警察による道交法での取り締まり、引いては罰金をとることについて、現状ではコンセンサスが得られていないと考える。また、駐輪場が不足している状況で、取り締まりだけを強化することは難しい。現状では、クリーン作戦を商店街と連携しながら強化していくことが有効な対策であると思う。

事務局：クリーン作戦については、今後も宜しくお願いしたい。また、駐輪場がない状態での取り締まりは困難であることも理解している。引き続き、駐輪対策についての理解と協力をお願いしたい。

委員：モラル欠如で官民の連携の具体的なイメージはどのようなものか。

事務局：学校や会社等での教育をイメージしている。

委員：宮脇書店等では、店員が自転車を整理している光景を見かける。駐輪施設が不足しており、新たな整備も難しいのであれば、店側の協力を得ることも一つの方法ではないか。また、歩行者の安全な通行を確保するといった面から、自転車のスピード抑制も必要であると思う。

事務局：店舗で自転車を整理している所もあれば、商店街振興組合として実施している所もある。今後さらに充実して頂きたい。商店街の暴走自転車については以前から問題であると認識しており、物理的な措

置は行っているが、警察とも協議したい。

委員：南新町では、来訪者の7割くらいが駐輪場を利用していない状況である。人気店の前には、常時5, 6台の駐輪があるため、店側に整理整頓のお願いをしている。しかし、空き店舗の前は縦列駐輪が発生しており、駐輪禁止のテープを貼っても効果は見られない。学校や警察に相談している所であるが、やはり、利用者のマナー、モラルが問題だと思う。

委員：15ページ下の真ん中の写真は、銀行前に赤いテープが貼られているが、これは附置義務駐輪場か。

事務局：これは、先程申しあげた駐輪禁止のテープである。この銀行は、附置義務条例が施行される前に建てられているため、附置義務の対象にはなっていない。

委員：附置義務駐輪場が整備されている店舗はあるのか。また、従業員か来訪者かどちらを対象としているのか。

事務局：不特定多数の来訪者を対象としている。附置義務駐輪場としては、天満屋や丸亀G街区の地下駐輪場が対象となっている。

会長：商店街に民間駐輪場を確保するための補助金が削減されているが、現状の駐輪場不足を考えると今後とも継続していくべき施策であると思う。

事務局：補助金については、去年の事業仕分けで削減された。駐輪場に対する補助金は、放置自転車対策だけでなく、安全面や景観等でも重要であると感じている。

会長：空き店舗を駐輪場として整備して頂けるとありがたい。また、民間駐車場業者への支援もお願いしたい。

〔策定ポイント3（放置自転車等禁止区域の拡大）〕

委員：新たに指定するG街区周辺の放置自転車禁止区域は、国道11号の北側のみを対象とするのか。

事務局：あくまでも事務局案である。南側には駐輪場もないことから、北側だけを禁止区域にすることを考えている。

委員：北側だけを禁止区域に指定した場合、南側は放置しても良いと理解される可能性がある。過去に、中央通りが禁止区域になったとき、沿道の通勤者の駐輪が商店街にまで流れてきた経緯がある。

事務局：国道11号は交通量も多く、信号待ちも長いため、わざわざ南側に停めてG街区へ来る人は少ないと考えている。また、南側は駐輪場もないため、対象から除外している。

委員：同じ路線で片側（北側）だけを禁止区域とするということは分かりにくいので、周知方法が重要になってくる。

会長：G街区の影響がどこまで及ぶかを再検討する必要がある。

事務局：現地調査や南新町商店街の意向も踏まえ、再検討する。

会 長 : 次回に禁止区域の案を示してもらいたい。

〔策定ポイント4（郊外主要バス停における自転車等駐車場の整備）〕

委 員 : 本協議会の意見により、駐輪場を設置するバス停が決まるのか。

事務局 : バス事業者等関係機関と協議しながら進めていくことになる。

委 員 : 下笠居のバス利用者が最も多くなっているが、ここには駐輪場を設置しないのか。

事務局 : 下笠居バス停の利用者の殆どが児童（学生）であるため、駐輪場の必要性は低いと考えている。

会 長 : 今回は具体的な整備方針を示してもらいたい。

議題3 新・高松自転車等駐車対策総合計画の策定内容について

委 員 : 古高松南駅の駐輪容量の増設については、国として協力できる可能性があるため、持ち帰り検討する。

委 員 : 啓発活動の1つとして、自転車購入者へ利用マナーのパンフレットを配布すると良いのではないか。

事務局 : 貴重なご意見として、参考にさせて頂きたい。

会 長 : 今回は新・総合計画の素案を提出して頂きたい。

以 上